

諮問番号：平成30年諮問第16号

答申番号：平成31年答申第1号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、京都府知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第13条の2第2項の規定による児童扶養手当支給停止処分に関して、児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給者の配偶者が障害基礎年金（以下「年金」という。）を受給している場合と手当の受給者が年金を受給している場合において、手当の支給額に差異を設ける取扱いは憲法に違反する等と主張して、当該処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 平成29年1月、審査請求人は、○町に転入し、同年2月分から、京都府における手当の受給を開始した。
- 2 厚生労働大臣は、平成29年4月20日付けで、審査請求人に対し、年金の給付決定を行い、審査請求人は、平成27年10月に遡って年金の受給権を取得した。
- 3 審査請求人は、平成29年7月28日付けで、処分庁に対し、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号。以下「規則」という。）第3条の3第1項に規定する公的年金給付等受給状況届を提出した。
- 4 処分庁は、平成30年1月4日付けで、法及び児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）に基づき、平成29年2月分から7月分までの手当に係る支給停止の処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 5 審査請求人は、平成30年4月4日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、手当の受給者の配偶者が年金を受給している場合は、子に係る年金の加算額より手当の額が高いときに両者の差額が手当として支給される一方、審査請求人のようにひとり親で年金を受給している場合は、年金の総額より手当の額が高いときに両者の差額が手当として支給される取扱いとなっていることについて、配偶者

の有無による差別に合理的な根拠はなく、本件処分に係る法及び令の規定は違憲無効であり、したがって本件処分は違憲、違法であると主張して、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、憲法に基づき制定された法律である法第13条の2第2項の支給の制限の規定により支給の制限を行ったこと、審査請求人は令第6条の4第1項第2号に該当し、「公的年金給付等合算額」である年金の額が手当の額以上であるため、支給の制限は「手当の全部」について行うものとなることから、本件処分は法及び令の規定に基づき行われた適法かつ適正なものであり、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第5 法令の規定等について

- 1 手当については、法第4条第1項において「都道府県知事（略）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（略）を支給する。」と規定され、同項第1号から第3号までにおいて支給の対象となる者（ひとり親等）が規定されている。
- 2 手当の支給の制限については、法第13条の2第2項において「手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。」と、同項第1号において「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。」と規定されている。
- 3 手当の支給を制限する額の算定については、令第6条の4第1項において「法第13条の2第2項の規定による手当の支給の制限は、月を単位として、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、公的年金給付等合算額（略）が当該各号に定める額未満であるときは手当のうち公的年金給付等合算額に相当する部分について、（略）公的年金給付等合算額が第2号に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。」と規定され、その額は、同項第2号において「前号に掲げる受給資格者以外の受給資格者 手当の額」と規定されている。
- 4 支給の停止に関する届出については、規則第3条の3第1項において「受給者は、法第13条の2の規定により手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたときは、14日以内に、公的年金給付等受給状況届（略）を手当の支給機関に提出しなければならない。」と規定されている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件処分について

法第13条の2第2項において「手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。」と支給の制限について定められており、年金については、同項第1号の公的年金給付に該当し、支給の制限を受けることとなる。

法第13条の2第2項の規定による手当の支給の制限については、令第6条の4第1項において、「月を単位として、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、(略)公的年金給付等合算額が第2号に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。」と定められている。

本件については令第6条の4第1項第2号に該当し、「公的年金給付等合算額」である年金の額が審査請求人が受給する手当の額以上であることから、支給の制限は「手当の全部」について行うものとなる。

以上のように、本件については、支給の制限は「手当の全部」について行うものに該当するため、本件処分を行ったものであり、処分庁の判断に誤りはない。

イ 憲法違反等の主張について

審査請求人は、法が対象者によって異なる取扱いとしていることについて違憲であり、令に定めている事項についても法の委任の範囲を超え無効と主張している。

しかし、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求については、審査庁は、当該審査請求に係る処分が、法令の規定に従った適法かつ妥当なものであるかどうかを審理判断するものである。法及び令が、憲法及び法に反するかどうかを審査することは、審査庁の権限外である。

よって本件処分は、法令の規定に従って行われた適法かつ妥当なものであることは既に述べたとおりであるから、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えているので、行政不服審査法第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取扱う審査会の部会 第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年12月 7 日	審査庁が審査会に諮問
〃 12月20日	第1回調査審議（第1部会）
〃 12月25日	審査関係人の書面提出期限（書面の提出なし）
平成31年 1月24日	第2回調査審議（第1部会）
〃 1月24日	答申

第8 審査会の判断の理由

- 1 手当の支給の制限について、法第13条の2第2項は、受給資格者が「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができる」ときは、「政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。」と規定している。
- 2 手当の支給を制限する額について、令第6条の4第1項は、「法第13条の2第2項の規定による手当の支給の制限は、月を単位として」公的年金給付等合算額が手当の額以上であるときは、「手当の全部について、行うものとする」と規定している。
- 3 審査請求人が受給する1月当たりの手当の額は、法第5条及び令第2条の2の規定により算定されており、平成29年2月分及び3月分は〇円、4月分から7月分までは〇円である。一方、審査請求人が受給する1月当たりの公的年金給付の額は、年金の年額を12で除して得た額であるから、平成29年2月分及び3月分は〇円、4月分から7月分までは〇円となる。よって、平成29年2月から7月までの全ての月において、公的年金給付等合算額に当たる年金の額が手当の額以上であることから、法第13条の2第2項の規定により、手当の全額について支給を停止することとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。
- 4 以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められず、適法かつ適正に行われたものと認められる。
- 5 なお、審査請求人は、配偶者の有無によって手当の取扱いに差を設ける合理的な根拠はなく、当該取扱いを定める法及び令の規定は違憲無効であることから、本件処分は違憲、違法である旨の主張をしているが、審査会は、処分が法令等に基づく適法かつ適正なものであるかどうかを審査するものであり、法令等が憲法に違反しているかどうかを審査することはできない。

6 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 北 村 和 生
 委員 岩 崎 文 子
 委員 岡 川 英 巳